

日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー連絡会議運営規則

(総 則)

第1条

この規則は、公益財団法人日本スポーツ協会(以下「JSP0」という。)が開催する JSP0 公認アスレティックトレーナー連絡会議(以下「連絡会議」という。)の運営に関することを定める。

(目 的)

第2条

連絡会議は、JSP0 公認アスレティックトレーナー (以下「JSP0-AT」という。)の相互の連携を密にし、活動促進、相互研修、情報交換、広報活動等について協議することを目的とする。

(構 成)

第3条

連絡会議は、JSP0 指導者育成委員会アスレティックトレーナー部会 (以下「AT部会」という。) 委員、次の各号に掲げる団体が選任する JSP0-AT 有資格者及び以下の地域区分の代表者 (以下「ブロックディレクター」という。)をもって構成する。

- (1) JSP0 加盟競技団体
- (2) JSP0 加盟都道府県スポーツ協会
- (3) JSP0 準加盟団体
- (4) プロスポーツ団体等
- (5) 日本パラスポーツ協会

<ブロックディレクターの地域区分>

地域名	各都道府県名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
北信越	新潟、長野、富山、石川、福井
東海	静岡、愛知、三重、岐阜
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	香川、徳島、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

(運営委員会)

第4条

連絡会議に運営委員会を置き、連絡会議の協議内容等の企画、立案、準備及び運営にあたる。

2. 運営委員は、第3条に掲げる者の中から JSP0 が選任した 10 名程度及びブロッ

クディレクターをもって構成する。

3. 運営委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する JSP0 定時評議員会終結の時までとする。ただし、再任を妨げないものとし、任期満了後も次期運営委員が就任するまではその権利・義務を有するものとする。

(会 議)

第5条

連絡会議は、年1回以上開催し、運営委員会は随時これを開催する。

(運営委員長及び副委員長)

第6条

運営委員は、互選により運営委員長1名及び運営副委員長若干名を選出する。

2. 運営委員長は、AT 部会と協議の上、連絡会議及び運営委員会を招集して、その議長となる。
3. 運営副委員長は、運営委員長を補佐し、運営委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(ワーキンググループ)

第7条

運営委員会の下に、JSP0-AT 相互の連携や活動促進、相互研修、情報交換、広報活動等に関連する内容を取り扱うワーキンググループを設置することができる。

2. ワーキンググループの設置にあたっては、AT 部会及び運営委員会にて協議の上で取り扱う内容等を決定し、連絡会議に報告するものとする。
3. ワーキンググループの座長及び委員は、運営委員長が AT 部会と協議の上で調整し JSP0 が選任する。
4. 座長及び委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する JSP0 定時評議員会終結の時までとする。

(規則の変更)

第8条

この規則は、AT 部会の承認を受けて変更することが出来る。

付 則

- (1) この規則は、平成11年11月26日から施行する。
- (2) 平成17年11月25日改定
- (3) 平成27年11月26日改定
- (4) 平成29年6月8日改定
- (5) 平成30年4月1日改定
- (6) 令和元年6月21日改定
- (7) 令和5年7月24日改定

(8) 令和 5 年 11 月 15 日改定

(9) 令和 7 年 9 月 25 日改定